

税法上の優遇措置

公益財団法人香川県国際交流協会は、公益財団法人の認定を受けていますので、特定公益増進法人となり、当協会に対する賛助会費、寄附金は、確定申告の際に、法人、個人それぞれに税法上の優遇措置が適用されます。（税制は、よく改正されますので、最新のものでないこともあります。最新の状況は税務署にお尋ねください。）

◆個人の方の場合（所得税法第 78 条、所得税法施行例第 217 条）

【所得控除】

その年に支出した特定寄附金の合計額が 2 千円を超えるときは、その超える金額を寄附者の総所得金額等（総所得金額、退職所得金額、山林所得金額その他の合計額）から控除することができます。（寄附金の所得控除）

控除できる特定寄附金は、その年の年間所得の 40%相当金額が限度です。

〈算出式〉

寄附金控除額＝寄附金額－2,000 円（総所得金額等の 40%相当額が限度）

（例 1）当協会の個人会員に 1 口加入いただいているとき

3,000 円－2,000 円＝1,000 円（千円を所得額から控除できます）

（例 2）当協会に対し、10 万円を寄付してくださったとき

100,000 円－2,000 円＝98,000 円（9 万 8 千円を所得額から控除できます）

※ 所得税と住民税の控除を受けるには、確定申告が必要です。勤務先などで実施される年末調整では、寄附金控除を受けることはできません。

所得税の確定申告を提出せず、住民税の寄附金税額控除の適用のみを受けようとする方は、寄附金を支払った年の翌年 1 月 1 日現在の寄附者の住所所在の市町（香川県内に限る）に簡易な申告ができます。

※ 申告に当たっては、当協会の発行する受領証明書（領収書）の添付が必要です。

※ 特定公益増進法人とは？

公益法人のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与すると認定された法人をいいます。

公益法人制度改革に伴い、公益財団法人及び公益社団法人は、全て特定公益増進法人となり、この法人に対する寄附は、税制上の優遇措置が与えられています。

税法上の優遇措置

公益財団法人香川県国際交流協会は、公益財団法人の認定を受けていますので、特定公益増進法人となり、当協会に対する賛助会費、寄附金は、確定申告の際に、法人、個人それぞれに税法上の優遇措置が適用されます。(税制は、よく改正されますので、最新のものでないこともあります。最新の状況は税務署にお尋ねください。)

◆法人の方の場合 (法人税法第 37 条、法人税法施行例第 77 条)

法人税については、法人が支出する寄附金は、その法人の資本金額等、所得の金額に応じた一定の限度額までが損金に算入されます。

このとき、特定公益増進法人に対する寄附については、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、別枠の損金算入限度額が設けられています。

〈算出式〉

(A) 一般寄附金の損金算入限度額

$$[\{ (\text{資本金等の額}) \times (\text{当期の月数}/12) \times (2.5/1,000) \} + \{ (\text{所得の金額}) \times (2.5/100) \}] \times 1/4 = (\text{資本金額等の } 0.25\% + \text{所得金額の } 2.5\%) \times 1/4$$

(B) 公益法人への寄附金の特別損金算入限度額

$$[\{ (\text{資本金等の額}) \times (\text{当期の月数}/12) \times (3.75/1,000) \} + \{ (\text{所得の金額}) \times (6.25/100) \}] \times 1/2 = (\text{資本金額等の } 0.375\% + \text{所得金額の } 6.25\%) \times 1/2$$

(例) 資本金が 1 億円、年中の所得金額が 1,000 万円の場合

(A) 一般寄附金の損金算入限度額 (法人税法施行令第 73 条)

$$[\{ (100,000,000 \text{ 円}) \times (\text{当期の月数 } 12/12) \times (2.5/1,000) \} + \{ (10,000,000 \text{ 円}) \times (2.5/100) \}] \times 1/4 = (250,000 \text{ 円} + 250,000 \text{ 円}) \times 1/4 = 125,000 \text{ 円}$$

(B) 公益法人への寄附金の特別損金算入限度額 (法人税法施行令第 77 条の 2)

$$[\{ (100,000,000) \times (\text{当期の月数 } 12/12) \times (3.75/1,000) \} + \{ (10,000,000 \text{ 円}) \times (6.25/100) \}] \times 1/2 = (375,000 \text{ 円} + 625,000 \text{ 円}) \times 1/2 = 500,000 \text{ 円}$$

〈限度額〉

このケースでの損金算入限度額は、(A) + (B) の合計金額 625,000 円となります。

※ 申告に当たっては、当協会の発行する受領証明書 (領収書) の添付が必要です。

※ 特定公益増進法人とは？

公益法人のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与すると認定された法人をいい、この法人に対する寄附は、税制上の優遇措置が与えられています。